

岩美町がんばる商工業者総合支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町がんばる商工業者総合支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、町内で商工業を営む、又は営もうとする事業者の創・開業、事業の持続、事業承継を支援することにより、地域産業の活性化と持続可能な地域経済の構築を実現することを目的として交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創・開業 次のアからウまでのいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始する場合
 - イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合
 - ウ 既に事業を営んでいる小規模事業者が新たな業種（日本標準産業分類における大分類が既存事業と異なる業種）で事業を開始する場合
- (2) 持続 創業から3年以上経過した町内の小規模事業者が、将来に渡って事業を継続するために行う取組み（新事業展開に係る取組みを含む）をいう。
- (3) 事業承継 事業を後継者に引継ぎ、事業を継続する取組みをいう。
- (4) 小規模事業者 常時使用する従業員数が5人以下の卸売業・小売業、サービス業（宿泊業、娯楽業以外）及び常時使用する従業員数が20人以下のサービス業のうち宿泊業、娯楽業、製造業その他）

(補助金の交付)

第4条 町は、第2条の目的達成のため、別表第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に応じて、同表第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、同表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）に同表第4欄に定める率を乗じて算出した額（1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とし、同表第5欄に定める額を限度とする。）以下の補助金を、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の交付の対象となる者は、別表第2欄に加え次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 町税及び公共料金を滞納していない者。ただし、分割納付を誓約どおり履行している等、誠実性が認められる場合は除く。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者でないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする者でないこと。
- (4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引に該当する事業を行う者でないこと。
- (5) 岩美町暴力団排除条例（平成24年岩美町条例第4号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 国、県又はその他団体等から同一補助事業に対する補助金の交付を受けていない者。ただし、他の補助事業と本補助事業の補助対象経費を明確に区分することができる場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第5条 本補助金の交付の申請は、当該年度の1月末日までに規則第5条に定める申請書に次の

書類を添付して行わなければならない。

(1) 事業計画書

ア 創・開業支援事業（様式第1-1号）

イ 持続支援事業（様式第1-2号）

ウ 事業承継支援事業（様式第1-3号）

(2) 法人等にあつては登記簿謄本（写し可）、個人にあつては住民票

(3) 事業を実施するにあつての許認可関係書類（開業届、営業許可書等）

(4) 本補助金の対象経費に係る書類（見積書等）の写し、図面、写真等

(5) その他町長が必要と認めたもの

(交付の制限)

第6条 本補助事業による創・開業支援事業及び事業承継支援事業に係る補助金の交付は、同一補助事業者につきそれぞれ1回限りとし、持続支援事業については、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度は新たに当該補助金の交付を受けることができない。また、同一補助事業者に対する補助金の交付は、同一年度内においていずれか1つの補助事業に限るものとする。

(申請事項の変更)

第7条 規則第10条第1項の規定による申請は、様式第2号によるものとし、様式第1号を添付するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第17条の規定による実績報告書は、対象事業の完了から20日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 前項の報告は、様式第3号によるものとし、様式第4号を添付するものとする。

(帳簿の整備等)

第9条 補助事業者は、補助金に係る経費についてその収支を明確にした証拠書類を整備し、当該事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(審査委員会)

第10条 本補助金の適正な交付に資するため、岩美町がなごる商工業者総合支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、本補助金のうち、創・開業支援事業及び事業承継支援事業の申請内容等について審査する。

3 審査委員会の組織、運営等に関する事項は別に定める。

(継続義務)

第11条 町は、本補助金の交付を受けた者が、補助事業の完了から起算して1年以上、その営む事業を継続できない場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(事業実施状況の報告)

第12条 本補助事業による創・開業支援及び事業承継支援に係る補助金の交付を受けた者は、その営む事業に係る経営収支の状況について、4月1日から翌年3月31日までを会計年度として、翌年度6月30日までに岩美町長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、様式第5号により補助事業実施後3年間行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 事業区分	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 重要な変更
(1) 創・開業支援事業	岩美町商工会で経営計画に係る指導を受けて、町内で新たに創・開業しようとする商工業者（フランチャイズ、営業の譲渡、委託等に伴う事業である場合は除く）	①店舗、事務所の整備に要する経費 ②設備の整備に要する経費 ③補助事業実施年度内の賃借料（テナント料、機器のリース料）	補助対象経費の3分の2	500 千円	補助金額の増額を伴うもの
(2) 持続支援事業	創・開業から3年以上経過した町内の小規模事業者で、岩美町商工会員として1年以上経営指導を受けている者	①店舗、事務所の整備に要する経費 ②設備の整備に要する経費	補助対象経費の3分の1	300 千円	
(3) 事業承継支援事業	岩美町商工会が設置・運営する「岩美町事業承継ネットワーク」の支援を受けて、町内中小企業の事業を承継する者	①店舗、事務所の整備に要する経費 ②設備の整備に要する経費	補助対象経費の3分の2	500 千円	

- ※1 (1)～(3)の各事業とも原則として、町内事業者へ発注した経費を対象とする。第3欄中の整備とは、新設、増設、更新、改装、改修、修繕を指す。
- ※2 (1) 創・開業支援事業、(3) 事業承継支援事業による補助金の交付は、同一補助事業者につきそれぞれ一回限りとする。
- ※3 (2) 持続支援事業による補助金の交付を受けた者は、当該交付年度の翌年度は新たに持続支援事業による補助金の交付を受けることができない。
- ※4 同一補助事業者に対する補助金の交付は、同一年度内においていずれか1つの補助事業に限るものとする。
- ※5 (1) 創・開業支援事業については、交付申請時点で既に事業を開始していないこと。(3) 事業承継支援事業については、交付申請時点で事業承継から6か月を経過していないこと。